

# 重要事項説明書

指定（介護予防）特定福祉用具販売

1 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

事業所名：かなでの杜成田（担当：桑野博之） TEL：0476-37-5015

その他、千葉県国民健康保険団体連合会、各市区町村、地域包括支援センターでも受け付けております。  
※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

千葉県国民健康保険団体連合会	TEL：043-254-7409
	TEL：
	TEL：

2 サービス事業所の概要

(1) 事業者の概要

事業所名	かなでの杜成田
所在地	千葉県成田市東町156-6 稲垣ビル101
介護保険指定番号	(介護予防) 特定福祉用具販売(千葉県 1271601658号)
サービス提供地域	成田市・富里市・印旛郡栄町・印旛郡酒々井町・山武郡芝山町
開設年月	平成28年12月1日
利用の対象者	要支援・要介護認定者

(2) 営業時間

月～金曜日（但し、祝日・12/30～1/3は除く）	午前8：30～午後5：30
---------------------------	---------------

(3) 職員体制

	兼務状況	常勤	非常勤	計
管理者	福祉用具専門相談員	1名	名	1名
福祉用具専門相談員	1名は管理者兼務	3名	名	3名

3 サービス内容

事業者は次の特定福祉用具を販売します。

(1) 腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限り、

- ① 和式便座の上に置いて腰掛式に変換するもの
- ② 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- ③ 便座の底上げ部材
- ④ 電動式またはスプリング式で、便座から立ち上がる時に補助できる機能があるもの
- ⑤ ポータブルトイレ
- ⑥ 水洗ポータブルトイレ

(2) 自動排泄処理装置の交換幹部品

レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅介護者又はその介護を行うものが容易に交換できるもの（本体は介護保険購入対象福祉用具ではありません）

(3) 簡易浴槽

空気式または折りたたみ式等で容易に移動できるもので、取水または排水のための工事を伴わないもの

(4) 入浴補助用具

座位の保持、浴槽の出入り等の入浴時に補助を目的とする用具で次のいずれかに該当するもの

- ① 入浴用いす

- ② 浴槽内いす
  - ③ 浴槽内すのこ
  - ④ 浴槽用てすり
  - ⑤ 浴室内すのこ
  - ⑥ 入浴台
  - ⑦ 入浴用介助ベルト
- (5) 移動用リフトのつり具の部分  
介護保険レンタル対象の移動用リフトに連結可能なもの
- (6) 排泄予測支援機器  
購入告示第三項に規定する「排泄予測支援機器」は、利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するものである。専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除かれる。
- (7) 固定用スロープ ※貸与への選択制対応可
- (8) 歩行器 ※貸与への選択制対応可（歩行車を除く）
- (9) 歩行補助杖 ※貸与への選択制対応可  
※固定用スロープ、歩行器、歩行補助杖については必要な情報の提供を受けた上で、福祉用具貸与または特定福祉用具販売を選択することができます。提供する情報は以下の通りです。
- ① 利用者の身体状況の変化に関する医師やリハビリテーション専門職等から聴衆した意見。
  - ② サービス担当者会議等における多職種による協議の結果を踏まえた、生活環境等の変化や福祉用具の利用期間に関する見通し。
  - ③ 貸与と販売それぞれの利用者負担額の違い。※
  - ④ 長期利用が見込まれる場合は販売の方が利用者負担額を抑えられる事。※
  - ⑤ 短期利用が見込まれる場合は適時適切な福祉用具に交換できる貸与が適している事。※
  - ⑥ 国が示している福祉用具の平均的な利用月数。※
- ※について、当該重要事項説明書末尾に詳細を記載します。

#### 4 特定福祉用具販売計画の作成

- (1) 福祉用具専門相談員が利用者ごとに、特定福祉用具販売計画を作成します。指定福祉用具貸与の利用がある場合は一体的に作成します。
- (2) 特定福祉用具販売計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由、その他、関係者間で共有すべき情報は留意事項に記載します。
- (3) 特定福祉用具販売計画は居宅サービス計画に沿って作成します。
- (4) 特定福祉用具販売計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成し、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付します。

#### 5 利用料金

- (1) 特定福祉用具ごとの利用料金は、当社使用のカタログに記載された料金となります。
- (2) 介護保険の適用になる場合、販売価格の福祉用具ごとの利用料金は、当社使用のカタログに記載された料金に対して、ご利用者様の介護保険負担割合証に記載されている負担割合になります。但し、介護保険の支給限度額を越えた分については、全額自己負担となります。
- (3) ご利用料金は、特定福祉用具の購入の都度、事業者が発行する請求書に記載された金額をお支払い頂きます。口座振替にてお支払いを希望される場合は、毎月月末締めとし翌月 15 日までに請求書を発行し、20 日に指定口座よりお引き落としさせていただきます。ご入金の確認ができましたら領収書を発行致します。
- (4) その他の料金
  - ① 福祉用具納入の際に特別な費用が発生する場合にはその実費を別途請求させていただきます。
  - ② 利用者はサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。但し、複写物にかかる費用については 1 枚 10 円の実費を利用者が支払います。

## 6 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。ご面接と同時に契約を結びサービス提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

### (2) サービスの終了

#### ① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

#### ② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1か月までに文書で通知いたします。

#### ③ 自動終了（以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）

(ア) 利用者が介護保険施設に入所した場合

(イ) 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

(ウ) 利用者が死亡した場合

(エ) 事業者が事業を廃止した場合

#### ④ その他

(ア) 当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。

(イ) お客様が、サービス利用料金の支払いを3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが、当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当社により文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(ウ) サービス利用にあたって以下の行為が見られ、改善が見込めない場合はサービスの利用をお断りする場合があります。

① 事業所の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為

② ハラスメント行為（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、モラルハラスメント等）

④ サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で行う事。またはSNS等に掲載する事。

## 7 第三者評価について

当事業所は第三者評価による評価は受けておりません。

## 8 損害賠償

① 事業者は、サービスの提供にともない事故が発生した場合は、事業者の故意または過失がない限り当該事故により生じた損害を賠償しません。

② 利用者およびその家族が、故意もしくは重大な過失によって事業者職員などに損害を与えた場合は、事業者は当該利用者に対し、その損害について賠償請求することがあります。

## 9 虐待防止に関する事項

① 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

② 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的に開催する。

③ 虐待防止のための指針（マニュアル）を整備する。

④ 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。

⑤ 前第3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

⑥ 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを関係機関（行政・地域包括支援センター等）に通報するものとする。

#### 10 感染防止に関する事項

- ① 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じるものとする。
- ② 感染防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的に開催する。
- ③ 感染防止のための指針（マニュアル）を整備する。
- ④ 感染を防止するための従業員に対する研修の実施。
- ⑤ 前第3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

#### 11 業務継続計画の策定等

- ① 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具販売〔指定予防福祉用具販売〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- ② 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- ③ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### 12 身体的拘束等の適正化に関する事項

- ① 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない事とし、身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する事とする。緊急やむを得ない場合とは以下のとおりとする。
- ② 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い事。
- ③ 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法が無い事。
- ④ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである事。

#### 13 その他

事業所に対する質問・要望等については事業所として適切に対応いたします。

#### 14 緊急連絡先について

利用者の処遇に係る連絡調整については下記の通り行います。

##### 第1 連絡者

\_\_\_\_\_ (続柄) (連絡先)

##### 第2 連絡者

\_\_\_\_\_ (続柄) (連絡先)

15 福祉用具販売と特定福祉用具販売を選択する際の費用の比較について  
(価格については在庫状況により変動する事があります)

固定用スロープ	
【貸与：一月当たり】500円～4,620円 1割負担：50円～462円 2割負担：100円～924円 3割負担：150円～1386円	【販売】3,500円～82,000円 1割負担：350円～8,200円 2割負担：700円～16,400円 3割負担：1,050円～1386円
国が示している福祉用具の平均的な利用月数：13.2か月	

歩行器（歩行車を除く）	
【貸与：一月当たり】2,300円～2,700円 1割負担：230円～270円 2割負担：460円～540円 3割負担：690円～810円	【販売】17,000円～44,800円 1割負担：1,700円～4,480円 2割負担：3,400円～8,960円 3割負担：5,100円～13,440円
国が示している福祉用具の平均的な利用月数：11.0か月	

単点杖	
【貸与：一月当たり】1120円 1割負担：112円 2割負担：224円 3割負担：336円	【販売】9,100円～10,400円 1割負担：910円～1,040円 2割負担：1,820円～2,080円 3割負担：2,730円～3,120円
国が示している福祉用具の平均的な利用月数：14.6か月	

多点杖	
【貸与：一月当たり】980円～2000円 1割負担：98円～200円 2割負担：196円～400円 3割負担：297円～600円	【販売】9,300円～22,500円 1割負担：930円～2,250円 2割負担：1,860円～4,500円 3割負担：2,790円～6,750円
国が示している福祉用具の平均的な利用月数：14.3か月	

特定福祉用具販売について、年度締めで年間100,000円まで利用可能。同等品目について、複数購入の場合は特別な事情がある場合に限り可能です。特別な事情とは、単点杖や固定用スロープなど、複数利用する事が想定される場合となります。販売品は原則新品のみとなり、販売品の修理、部品交換にかかる費用は実費となります。

【会社の概要】

社名 株式会社かなでの杜  
設立 平成23年12月  
所在地 千葉県成田市東町156-6  
代表者 代表取締役 桑野 博之

【事業内容】

介護事業

上記の内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

**【利用者】**

住 所：

氏 名：

署名代行者（代理人）

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

住 所：

氏 名：

続 柄：

（介護予防）特定福祉用具販売サービス提供の開始に際して、上記内容の説明を行いました。

**【事業者】**

千葉県成田市東町 156-6

株式会社かなでの杜

代表取締役 桑野 博之

**【事業所】**

千葉県成田市東町 156-6 稲垣ビル 101

かなでの杜成田（指定番号 1271601658 千葉県）

**【管理者】** 桑野 博之